

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税・都市計画税課税事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、固定資産税・都市計画税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宝塚市長

## 公表日

令和7年7月10日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税課税事務
②事務の概要	地方税法、宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画条例に基づき、賦課期日(1月1日)時点に固定資産を所有する方に対して固定資産税・都市計画税を課税する。
③システムの名称	固定資産税評価・賦課システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報照会の根拠となる項) 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市企画経営部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2058 宝塚市企画経営部資産税課

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		<選択肢>
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	---------------------	---

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[      ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	---------------------	---

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[ ○ ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	----------	---

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

### 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

### 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠

マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン及び令和6年4月1日付総務省通知(総税固第27号)に従い、住基ネット照会を行っている。

### 9. 監査

実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
-------	------------	---------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]
最も優先度が高いと考えられる対策		
	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようアクセス制御を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長	資産税課長 塩崎 美和子	資産税課長 稲塚 順子	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長の役職名	資産税課長 稲塚 順子	資産税課長	事後	
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和3年9月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年5月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	固定資産税評価・賦課システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	固定資産税評価・賦課システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム	事前	
令和7年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め 番号法第19条第8号 別表第二	・番号法第9条第1項 別表 24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法改正に伴う記載変更
令和7年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	—	新様式による項目追加	事後	
令和7年1月20日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度	—	新様式による項目追加	事後	
令和7年7月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点		
令和7年7月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点		